

「21世紀型社会資本整備：公共投資の在り方」 ～公共事業が変わる地方分権時代～

法政大学経済学部教授 黒川 和美

【要 約】

これからは、自治体の自立性を高めるために、国税を本格的に地方税に移し替える必要があります。財政的に見ると、交付税制度を無くし、国庫補助金を廃止したほうがよく、財政危機はむしろ地方分権の好機になるでしょう。同時に、交付税や補助金など、地方を補助するという考え方から、金融支援という考え方に移行すべきです。

また、国の財政危機を乗り越えるため、国債等負債640兆円のうち、先ず240兆円を返済、残りを300兆円にすることが急務です。返済のためには地方への補助金等をカットしますが、そのかわり大幅に地方に権限委譲することになります。そうしますと国の仕事は、法律、外交、国防、途上国援助、先進国義務を除いてなくなります。

こうなりますと、地方分権をベースとした、新契約国家の時代、新事業手法の時代、新公共部門経営の時代が到来します。

そこで注目されるのが、New Public-Sector Management、TIF制度の導入、ユニバーサルファンドファンドレイジングといった手法です。また、拠点地域統合整備予算（Single Regeneration Budget）の導入、事業単位の評価から地域単位の評価なども必要となってくるでしょう。

財政危機は地方分権の好機

交付税、補助金制度は廃止すべき

2001年には省庁再編で自治省がなくなります。税調がセットした外形課税は延期されることになりましたが、自治体の自立性を高めるといって、今、外形課税の課税権の行使があちこちで行われています。

ところで私は、国税を本格的に地方に移し変える必要があると考えています。ですから国土交通省の目指す「縦割り行政の克服」に、私はとても関心があります。

次に、交付税制度はなくしたいと考えています。自治省がなくなるおりに、いっそのこと交付税をなくしたい。経常65兆円規模で、累計40兆円もの赤字を抱えていますし、単年度でも14～15兆円規模のものなのです。

また、国庫補助金も廃止を考える必要があります。国庫補助金はほとんどが文教事業の国負担分だと思いますし、交付税措置の裏負担として、地方も負担があります。廃止すれば、約30兆円弱、負担がなくなると考えられます。

建設国債はまだ必要なのか？

公共事業については、IMF基準にすべきだと思っています。日本には建設国債という他の国にはないコンセプトがあります。ソフトへの投資という考え方がなく、ハード物の建設にだけ国債を発行し財源に当てるといって、悪い考え方ではないのですが、IMFの統計データでは「公共投資」が「Capital Expenditures = 資本支出」という概念になっています。これで各国の統計が掲載されているのですが、日本だけ空欄になってしまいます。それをIMF基準にしたい。

補助から支援へ発想を変える

そうして、地方を補助するという考え方から金融支援という考え方に移行すべきだと思います。例えば財政投融資のような金融支援システムを考えていく。一方、交付税制度の問題点は、一生懸命努力して、自分の地域の税収が増えたら、その分だけ補助が減らされるということにあります。また、国がたくさんのメニューを用意し、その中から選びなさいというシステムになっていることも問題だと思っています。

ですから財政危機は地方分権の好機だと私は思っているのです。

地方交付税制度の廃止と その手順

地方交付税の維持は難しい

次に、地方交付税制度の廃止と、その手順についてお話しします。

交付税制度は本当に必要かどうかということは、ずっと議論されています。40兆もの累積赤字という現状で、このまま維持するのは厳しいと思いますが、もし維持するとすると、本当に困っている条件不利地域のみ限定する形になると思います。全国3,300市町村のうち約2,800の自治体が深刻な状況です。私は本当に深刻な約700の自治体に対し、市町村合併等で対応策が見つかるまで、バックアップをしてはどうかと思っています。

240兆円を10年で返したい

国には国債等の負債総額が640兆円あります。私は、円の信用を確保するために、とりあえず240兆円を何とか返済をする計画を、今の政治家の方が責任を感じていらっしゃる10年ぐらいのうちに、作れないかと思っています。

240兆円の根拠ですが、まず国には見合いの国有財産、売れる国有財産が100兆円あります。あるというだけで売らなくても、バランスシート上の問題でOKです。さらに240兆円返すと、残りは300兆円、日本のGDP530兆円に対して60%になります。欧州連合のマーストリヒト条約では、通貨統合の条件として、各国の政府債務の対GDP比を60%と規定しており、これを基準とした数字で、240兆円はここからきています。

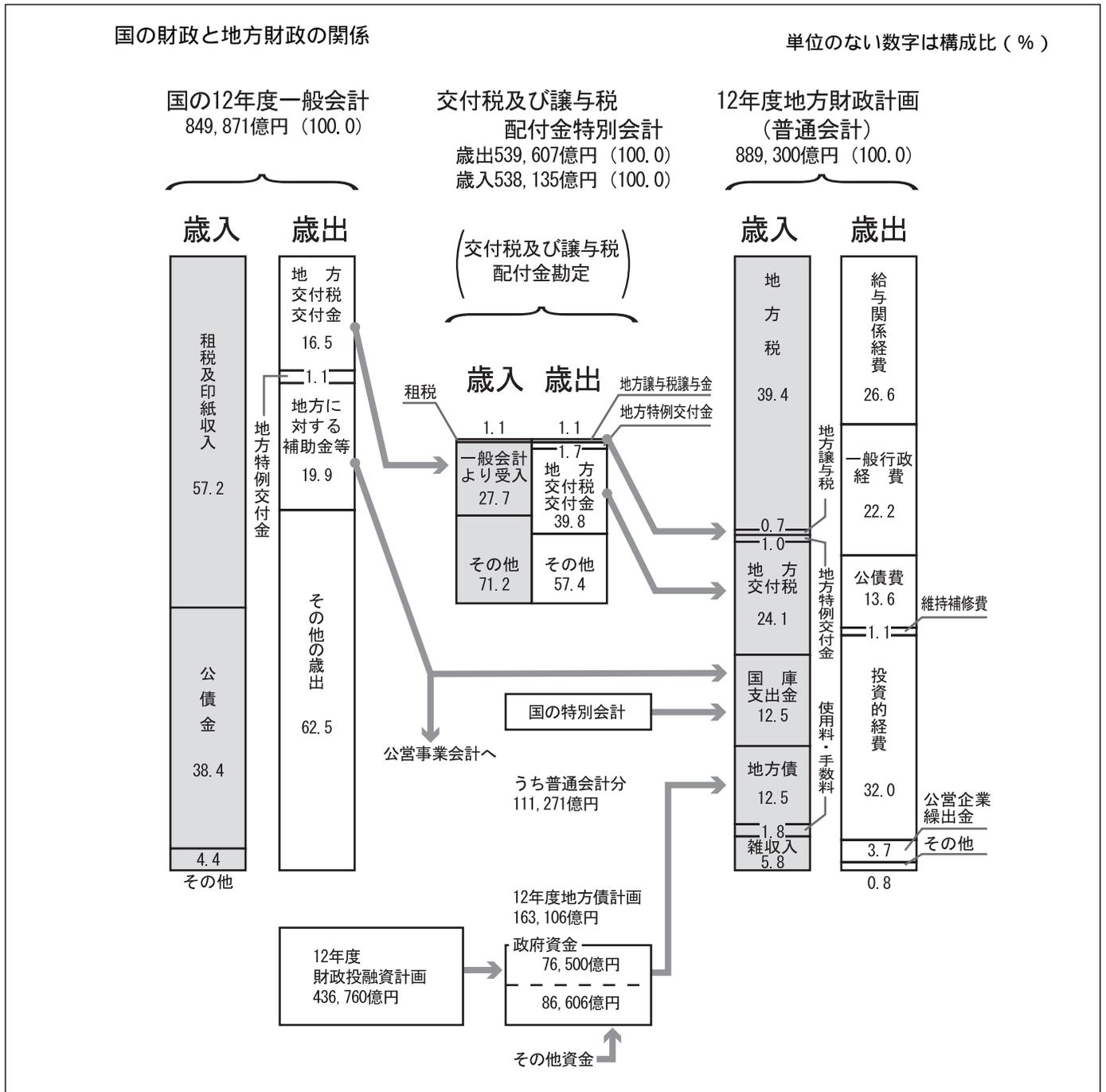
地方の財政の見直しが必要

240兆円については、交付税と国庫補助金をなくして作れます。単年度で30兆円ですから、8年で240兆円返済できます。

さらに、地方で節約し、地方債100兆円削減します。

次に、国は今、「人件費 + 国債利子支払い」が払いきれない状況にあります。そのためには、地方に流れているお金を削ることが必要になります。

平成12年度において、国税収入は全部で50兆6千億円ありました。ここから地方交付税14兆円、譲与税6千億円、国庫支出金という補助金13兆円が地方に払われています。逆に地方から国への負担額が1兆円ありますから、差し引き



すると、国の純計の収入は24兆円しかありません。それに対して、地方には地方税の基本の収入35兆円に、交付税14兆円、地方譲与税6兆円が入ります。国庫支出金も13兆円ありますから、計62兆円です。

ですから、これ以上国の借金を増やさぬようにするには、短期的にはだれでも地方譲与税と国庫支出金を減そうと考えると思います。この数字は、ものすごく単純でラディカルなもので、お金がないから支出を止めますということ

す。

波及的に中央政府の仕事が減少

このように、交付税や国庫補助金、地方譲与税等をなくしてしまいますと、国土交通省の仕事はなくなることになります。

国は借金返済機関になり、国の仕事は法律、外交、国防、途上国援助、先進国義務というぐらいいなくなるのです。実際、アメリカのホワイトハウスもこれに年金を加えた仕

事しかしていません。

私はいろいろな方から批判をいただいているのですが、日本も地方分権が進み、地方が業務をやるようになると、衆議院も仕事がなくなると思っています。どちらかというところ、地方が中心になってきていて、公共事業等も地方中心で動く。

仕事のない国土交通省といいましたが、もし今、国道や一級河川、砂防、ダム、国立公園、下水道の事業を一斉にやめたからといって、明日から国民が困るものはそれほどない。8年間我慢できないかということ、そうでもない。空港、新幹線、新幹線についても同じです。農水省でも圃場整備は7割を超えたとおっしゃっているわけで、農地整備や干拓の分野もないと考えていいでしょう。

国土交通省は仕事がなく、農水省も基本的にはなくて、補助金を廃止というのはおかしいとしても、何年間の間、本当に究極に必要なものを除いて、我慢できないだろうかということです。

国家、地方、都市型社会

地方全体で広域サービスを考える

では新しい国家のイメージを、次の新契約国家の時代とか、新事業手法の時代、新公共部門経営の時代といった言葉を使って考えてみましょう。

私のイメージでは、事業というのは、公共サービスを広域にやるイメージで捉えています。広域といっても衆議院の比例区の範囲を超えるほど広域ではなく、都道府県単位とか、その程度だと思えます。そして、都道府県レベルから、代表者が出て広域でものを考えるサミット制度を作り、サービスを供給することが、まだあると思えます。例えば首都圏とか、東北、北海道、そういうエリアで広域のサービスを供給するということです。

中央にいて各地方をイメージすることは難しい

霞ヶ関の官庁で、各地方を意識するのは難しいと思えます。しかし、今は全部霞ヶ関で決まるものですから、九州のことも、三陸のことも、四国のことも、全て同じ土俵に入って議論しなければいけないです。ですから、九州の人が東北の人のことを思い悩まないで済むシステムがいい。広域地域のエリアの中で負担が議論されるという制度を、

私はイメージしています。

次に、新しい幾つかの事業手法を考慮すべきだということふうに考えています。

TIF

新しい財源確保「TIF」

TIF (Tax Increment Finance) という考え方があります。TIFは財源調達の1つの手段だと私は思っているのですが、アメリカ50州とワシントンDCのうち、導入していないのは3州だけです。この制度は1946年から始まり、この州もいろいろな工夫をしています。

話題になっているのが、都市計画マターで、特にTIFが有効に使われたのが、ミネアポリスというミネソタ州のツインズ(セントポールとミネアポリスの2つの都市をほぼ真ん中においているエリア)の、メトロポリタンエリアといわれているところの開発事例です。一番上手に使われているのはシカゴで、TIFで640~650もの事業が進んでいます。郊外の住宅地域でも、都心部の密集地域でも、ウォーターフロントの開発にも使われています。

地域を決め、重点投資をして活性化を図る

TIFには2つのパターンがあります。

まず荒れている地域を重点投資するためTIF Districtに指定します。地域内の住まい、特に空き地だらけで困っているところに容積指定をインセンティブゾーニングで容積指定をします。例えば、今まで600だったものを1200にするなどインセンティブを与え、そこに思い切ってマンションを建てたり、オフィスビルを建てます。そのかわり、今までその地域で上がっている固定資産税収入はありません。

次に、それから21年間、出てくる固定資産税収入に見合うと想定される金額を前もって債券で発行してしまう、借金をしてしまう。担保は、今後21年間で得られる都市計画税、固定資産税収入等なんです。それを全部返済に当て、街づくりしようというわけです。

シカゴのノースループではかなり大きい範囲をこのエリアに結び、市役所、オペラシアター、地下鉄の線路、運輸ステーション等、ありとあらゆる事業を集中しました。その結果、現在の税収は最初想定していた返済収入額の4倍を超えているといえます。あと21年間この状態が続くと、

税収は最初に想定した金額の4倍とか5倍になるといわれています。

このようにアメリカの場合、都心部が風化し、空き地が増え、放置されている都市が多い。そういう都市に重点的に投資をするため、T I Fという概念のエリアを作るわけです。

MM21などでも、同じような効果が

これに似たようなことが日本にもあります。

最近の全国の都市では、固定資産税の制度の見直しが行われ、税収は増加しなければならないのに、景気悪化で地価が下がり税収は減少しているところが多いのです。

ところが横浜市だけは8年間で1,400億円も税収が増えているんです。MM21の開発、新杉田と金沢八景の間の埋立地の開発、東戸塚という新駅誕生による周辺開発、上大岡の再開発です。それだけではありません。20年前、かつて野原だったところに新横浜駅を作ったり、港北ニュータウンの新しい開発が進めるなど、これまで野原で税収がなかったところを開発し、確実に税収にしたのです。横浜市はこのままいくとプラスの税収で進んでいくことになり、よその自治体では考えられないような税収になると言われています。

税収を左右する地域設定

T I Fは区域の設定が重要です。

アメリカの場合、行政区域がSchool District (小学校区)で分かれていて、土地税制から入ってくる税収の半分を使うことが決まっています。前倒して半分、取ってしまうんです。T I Fによって開発が進み、税収が上がっても、増えた分全部再開発事例に投入してしまいますと、増加した教育費用等に回らなくなる。シカゴの場合、河川整備や学校教育、地域の福祉や医療等のシステムにもお金が回るようにしなければいけないので、そこで上がった税収を開発に全部投入しないよう、前倒して取ってしまうんです。

そうしますと、T I F Districtの範囲のちょっとした違いで、税収がプラスになったりマイナスになったりします。ですから作成されたエリア計画は、合理性が判断されれば議会に通し、さらにその計画がうまくいっているかどうかを、法的会計検査人や公認会計士さんのような形の方がチェックし、サインをして事業を進めるような仕組みになっています。議会に委ねるといよりは、公的会計士さん

みたいな方にお任せするというシステムなのです。

そういう意味で、ある種の資格、日本でいう行政学の専門家ですが、非常に重要になっています。会計士さんが、そういう資格をもった方がなるのですが、これは民間資金の活用ということにもなっています。

民間資金の活用

ユニバーサルファンド

それからもう1つのファンドのつくり方にユニバーサルファンドレイジングというコンセプトがあります。

これは例えば五島列島への空港設置という議論などが起きているわけですが、運輸政策審議会の中では、全飛行機に乗っている人たちが、運賃の1%を全部ファンドにして貯めておき、離島などの本当に困っている条件不利地域の空港整備に使おうというものです。これまでは全部補助金というコンセプトできたのですが、サービスを利用するすべての人たちが、料金の中から少しずつ負担をしてつくりたいということなのです。

日本道路公団も東北地方の厳しいところで、今までの資金を回して道路を整備したというのは、それをもっと手際よくやった例だと思います。しかし、道路公団の場合、ただ事業をやるだけだと思われてしまう。一方、「ユニバーサルファンド」という言い方だとみんな安心するんです。言い方一つで人々の認識が大きく変わるものなのです。

コミュニティファンド

コミュニティファンドというのがありますが、郵便貯金の地域投資を考えてみましょう。

各県の全貯金、例えば福岡県の場合、郵便貯金1に対して地銀2ぐらいなんです。東京を除けば1対2ぐらいです。もし九州エリアに九州郵便貯金という地銀が出来たとしますと、地銀が対抗するには4行から5行ぐらい合併しなければなりません。今、地銀は全国で約30行ありますが、4~5行程度に再編されることになります。結局、1県には1地銀になって、郵貯に対抗するような形になるのがよいと、私は思っています。そうすることで人員を減らし、金融のコストを下げることで国際競争力を持つことができるからです。

Single Regeneration Budget (統合予算)

もう1つ、イギリスやEUで行われているものにSingle Regeneration Budget（統合予算）というものがあります。拠点地域に、道路だけでなく、福祉財源も教育財源も、徹底して投入し、地域の核にするまで育て上げるために投資をするものです。

そして、徹底して集中することで、何人の雇用が生まれ、新たにどれだけの床面積が使われ、マイノリティの雇用がどれだけ増え...と、ありとあらゆる数値をずっとあげ、これだけの成果があったのだからこのくらいお金を使ってもよかった、という評価をします。コストベネフィットよりはコストエフェクティブな考え方で、本当に必要だったことを全部並べ立てていく評価方法をとってやっています。

Empowerment Zone

アメリカでもEmpowerment Zoneと呼ばれるシステムがあります。農林水産省、中小企業庁が中心になって、One Stop Capital Shopのためのビルでも建てる。そこには会計士も弁護士もコンサルもいて、コンピュータネットワークも全部揃っている。そこで勉強しながら会社を起業したり、地域を作ったりするゾーン、センターをつくっておいて、徹底してその地域を、公園整備から道路整備まで、本当にありとあらゆる整備をやるのです。

プラットフォーム型地域予算

同じように通産省でもプラットフォーム型地域予算という制度があります。単独で満遍なく地域にばらまくような予算にはお金をあげません。いろいろなものを上手に組み合わせることで予算要求してきたものについては予算を採択しますというスタイルの予算です。

これを上手に組み立てたのが、13省庁合意の中心市街地活性化策です。これは通産バージョンのTIF型の商店街活性化というスタイルと、建設省の、区画整理事業をベースに、地域にセンターや住宅を作り、地域のポテンシャルを高めて、税収入で取り返さうというものです。

これらは世界は当たり前になっていますが、日本では財投による補助金、つまり税補てんをしなければならないことになっており、ややこしいのです。民間金融機関と地域との関係と、公共事業の計画が、段取りよくなされて、その効果が本当に地域で上がってきて、料金収入や税収入でうまく補てんできるようなシステムをどう作っていくのが課題です。

エコマネー

地域でのみ通用するエコマネー

もう1つの問題は、エコマネーというコンセプトです。

エコマネーとは、地域人育成のためのもので、アメリカでは50以上の地域がエコマネーという考え方を導入しています。

一番有名なのはコーネル大学のあるイサカというニューヨーク州の街です。学生たちはせっかくコーネル大学を出ても、イサカに残りませんし、ニューヨーク州に残る人も大変少ない。何とか残そうということで、学生のアルバイトにアルバイト料を支払うとともに、イサカマネーというお金も支払います。すぐ支払われるのではなく、ノートに記入するという形を取ります。

エコマネーは、その地域でしか通用しないもので、若いときボランティアで投入した労働力が貯金され、老後になったときにそれが返ってくるのです。それによって、地域から離れるのを防ごうというわけです。

自治体の権限が増えたときには重要な手法

アメリカでは、ITの技術とエコマネーが上手につながり、成果があがっています。シリコンバレーのIT先進地域に対し、東海岸、特にノースキャロライナ、サウスキャロライナ、フロリダなどで猛烈に新しい事業が起こり、追い上げを見せています。

エコマネーは、教育、福祉、医療、環境、ゴミ処理、都市計画、交通計画、街づくり、地域振興、農村振興、産業振興などが、今後自治体の仕事になったとき、非常に重要になるでしょう。

地方公共団体の公共事業

地域の思惑と関係のない公共事業はありえない

私は公共事業のうち、「地方自治体の公共事業」という言い方は変かもしれないけれど、地域固有の公共事業に関しては、経済力が高まるとか、環境やアメニティが高まるなど、地域のポテンシャルが上がらなければいけないと思っています。それらとかかわりのないまま計画が立てられることはありえない。

確かに重要な公共事業はまだ残っています。国が考えな

ければいけない事業、河川や道路でも主要なものもある。地方でアンケートを取ったら、圧倒的に道路が1番だというのも事実です。

特に河川の事業は難しい。専門家だけが必要性を理解していて、大衆は認識できていないものがあります。しかし、地権者にかかわるし、大きな費用もかかるというところで、そういう独特の中身のもの、こういうのをメリットウオンツと言います。公共財の中にはどうしてもそういうものがあるのです。

とはいえ、全体として国でやる公共事業は、ずっと整備されてきて、今店じまいの状態になりつつあります。今までの人材を確保しておく必要はなくて、これからは人員を半減させながら、2倍の時間をかけて残った物件をやっていくような時代に入ってきていると思います。

地方が必要なものを厳選し、集中投資すべき

一方、地域が自分たちの財源を持ち、交付税措置や補助金なしで動ける地方分権体制を確実につくっていかないと、その地域の核は全国で30~40ぐらいしかないのです。そこに徹底して、広域、あるいは地域連携の公共事業というのを中心に、集中投資する。これからの公共事業の体制は、そうあるべきではないかと思えます。

農村オフィス論

これからは工場より農村オフィス

農林水産省は農工法に基づいて農村地域に工業団地を一生懸命つくりました。しかし、山奥の一番農業生産性の低い農地につくっていたんです。

農村集落のど真ん中にOne Stop Capital Shopではありませんが、弁護士がいて、会計士がいて、コンサルタントもいて、光ケーブルがひかれてインターネットで世界の情報が取れるような、現金がいつでも手に入るような、そういう資金システムを持っているような地域のシステムを農村の中にも作るべきだという農村オフィス論を、今議論をしているところです。

今まで農村には工場を作っていました。何で工場だったのかよくわからないんですが、産業構造が工場というのをコンセプトからなくしている時代に、農村地域に一体どんなものが必要なのか、今議論しなければいけません。

世界市場に出すべき日本の技術

地域限定の方が競争力のある商品もある

「おーい、お茶」という飲料は120円で売られていますが、全国展開する大手企業の場合、話によると製造原価は1缶数円なんだそうです。ところが、同じ品質で同じ味を保って、大量に作って全国展開すると、120円で売らざるを得ないと言います。静岡限定生産にすると65円。生産そのもののコストはすごく低いが、全国に一定品質で配ろうとすると、120円になってしまう。これは地域限定生産にしてもいいじゃないか、という議論があります。

世界に打って出ることによって品質が向上する

一方、トヨタのクラウンも、工場原価は40万円ほどですが、全国どこでも同じ品質でサービスもついて買おうとすると、400万円だと言います。アフリカでもアメリカでも豊田市でも400万円です。世界中で同じ物で売ろうとするから、高く付く。ところが、逆にそこだけで大量に作ろうとしたら、今度は量が捌けない。少量だと集中投資ができないから、それだけいい品質の物もつくれな。あれだけの高品質の車を作るには、莫大な投資が必要不可欠で、やはり世界マーケットに出る必要があるのです。

伊藤園のお茶のように世界マーケットにでなくとも、地域限定で品質を確保できるものはそれでもいい。クラウンは世界に出ないと品質があがらない。ですから、地域限定の物、世界市場の物とを分けて議論する必要があると思えます。

日本の公共事業が生んだ技術は世界でも通用する

例えば本四架橋の架橋技術など、あれだけ集中投資して出来た技術を本州四国連絡橋だけで終わらせてはいけない。世界マーケットで回収すべきです。国内でやるところがないのであれば、世界で売るセッティングをしてやるべきです。絶対にソニーと同じように勝つはずなのです。他にも戦後50年間投資した技術が沢山ありますが、日本には海外にもっていくシステムがありません。技術移転や先進国の義務を果たすためにも整備する必要があります。

新事業手法

川崎市が始めた中期計画事業の民間公募

私が座長をやっているのですが、川崎市は今、281の今後の中期計画の事業を全部公表し、民間の事業者を公募しています。アウトソーシングでもいいし、リースでもかまわないし、リースバックでもかまわない。何でもいいから、新しいユニークなベンチマークと、新しい仕事のやり方を見つけようということで、川崎市はすべての事業手法、まさかと思うようなことまで、消防事業まで含めて、民間から提案を募っています。仕事を譲ります、スタッフも渡しますということです。

職員からもアイデアを募集

同時に全職員に対しても、あなたの仕事を民間でやる方法がありますかと聞いています。ない、という答えがほとんどでしたが、ユニークなものもありました。

消防士の方が、「ただじっと火事を待っているのはつらい。ものすごいトレーニングもして何でもできるから私たちを使ってほしい。ペンキ塗りやります、窓ガラス拭きやります、いろいろなことができます。私たちは有能ですよ。24時間動いているんだから、隣にコンビニを作ってもいいです。買い物に行くのも楽しだし、コンビニの管理も私たちがやります」とユニークなんです。消防士さんたちはそういうことをやろうとしているんです。

そんなわけで、現在まであまり反応もないのが悲しいところですが、公表された6つのプロジェクトについては民間大手から数多く手が挙がってきています。そんなものは役所でやれと言っているんですね。ちょっと早すぎたとも思っています。

事業評価の専門家「シティマネージャー」

また、第三者評価も入れていますし、民間事業者の発案も受け付けています。実施に当たっては、こういうやり方でやるというならやってみますと、失敗したときには、私たちの中の公的監査人が良い悪いを判断しますということも公表しています。

その結果、他の自治体でも私の知る限り11か12、同じような動きが出ています。

アメリカでは市長が選挙で選ばれますと、福祉なら福祉の分野にそれに成功している会社の社長さんを任命します。

任命すると、その会社が入札等で事業者を選び、事業をやらせます。その評価は、シティマネージャーといわれる方がチェックするのです。シティマネージャーにはスポーツ専門に担当している方とか、公共工事専門に公園とか環境だけをやる方などがいるのです。

今、こうしたプランや提案を、労働組合の代表者もみんな出て、社会経済生産性本部のリーダーの人たちの中で、議論しており、「面白い、やってみよう」という機運になっています。

日本でも民間への委託が始まっている

アメリカでは公務員が公共サービスを供給してという感覚はありません。本来日本でもそうなんですけど、実際には公共事業等は役所が計画を立て、積算基準を作り、予定価格を考えることまでしてしまう。そうではなくて、プランも技術もどうするか分からない状態で任せてしまうということが必要です。下水道事業団などは、そういう入札の仕方もされていますが、まだ日本ではきついですね。しかし、芽もいっぱいあり、やり始めているところも沢山あるわけですから、そういう精神をちょっと後押ししようと思っています。

本当に条件不利地域に関しては、従来の制度も必要かもしれませんが、従来型の補助金等を、あえてぶつっと切り、例えば郵貯をベースに資金援助のような形をとって、地域の核になる都市を応援するような、そういうスタイルが理想です。

黒川和美（くろかわ・かずよし）

横浜国立大学経済学部卒。慶應義塾大学大学院博士課程修了、法政大学助教授を経て現在 法政大学経済学部教授
主な著書は、「公共部門と公共選択」、「公共選択の考え方と税制度」など

【資料】

川崎市における新事業手法に関する基本方針骨子（案）

- (1) はじめに
- 検討の背景と導入の目的
 - PFI等様々な事業手法の導入を積極的に推進
 - 市民への行政サービスの向上と効率的な行政運営を実現
 - 基本的考え方
 - 事業実施のプロセス、事業のライフサイクルコストを明確化
 - 事業手法の選択制を確保し、最適な事業手法を選択
 - 総合政策評価システムとの連携
- (2) 対象
- 新事業手法の定義と類型
 - PFI、公設民営、リース方式等様々な事業手法を対象
 - 導入検討の範囲
 - 当面、新・中期計画281事業を中心に検討
 - 事業評価との関連
 - 総合政策評価システムとの連携、具体的事業について、事業評価・選定を行う
- (3) 候補事業の選定及び公表
- 公共（市民）の視点・評価基準による選定
 - 2つの視点 自ら実施すべき事業か、外部に出す場合どのような形で出すことが可能か
 - 民間の視点・評価基準による選定
 - 事業性を重視した事業評価・分析
 - 第三者による評価と候補事業の公表
 - 第三者機関等の意見を参考に、候補事業を公表
- (4) 民間事業者の発案
- 発案の受付体制
 - 民間事業者からの提案を受け付ける体制を整備
 - 発案の要件
 - 候補事業として公表した事業を中心に、中期計画に位置付けられた事業を基本
 - 最小限の記載項目を定め、書面にて提案
- (5) 実施方針等の策定・公表
- 方針に記載すべき事項
 - 事業及び事業者の選定に関する事項、事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項等
 - 公表の時期・方法
 - なるべく早い段階での実施方針等の公表、検討状況に応じ順次詳細化
- (6) 事業者の選定・公表
- 公平性・透明性の確保と選定基準の開示
 - 選定基準の明確化
 - 評価結果の速やかな公表
 - 民間事業者の選定方式
 - 契約事務、事業者選定基準及び第三者機関の設置等について具体化を図る
- (7) 第三者機関の設置等
- 候補事業選定に係る評価
 - 外部有識者を交えた審議機関を設置
 - 事業者選定基準の策定
 - 総合評価一般競争入札等に係る落札者決定基準等
 - 事業者の選定
 - 事業者選定委員会等の審議機関を設置
 - 事業のモニタリング
 - 必要に応じて外部委員を交えた委員会の設置を検討
- (8) 事業の円滑な推進のための支援
- 公有地の活用
 - 公有財産の供用について具体的な取り扱いを検討
 - 財政上及び税制上の支援措置
 - ふるさと融資等を活用した支援制度の創設等
- (9) ガイドラインの策定に向けて
- モデル事業の実施と、制度基盤づくり